

# 大阪市指定情報公表センター募集要領

## 1 目 的

この要領は、介護保険法第 115 条の 35 に基づく、「介護サービス情報の公表」制度に関し、介護サービス利用者が事業者を選択する際、事業者の情報を円滑かつ容易に取得できる環境整備のため、介護サービスを提供する事業者の現況等を公表する事務を行う指定情報公表センターの募集に関し、必要な事項を定めるものである。

## 2 募集概要

### (1) 募集内容

介護保険法第 115 条の 42 に基づく指定情報公表センターの指定事業者の募集

### (2) 募集期間

令和 3 年 6 月 11 日～令和 4 年 3 月 31 日

### (3) 提出書類

ア 指定情報公表センター指定申請書（様式第 1 号）

イ 申請日の属する事業年度の前年度における貸借対照表及び損益計算書

ウ 申請日の属する事業年度の事業計画及び収支予算書

（貸借対照表、損益計算書、事業計画書、収支予算書については理事会等で承認前のものでも可とするが、その場合は代表者が内容について確約する旨を記載し代表印を押印するものとする。）

エ 定款、寄付行為及びその登記事項証明書（いずれも写し）

オ 公表事務の実施の方法に関する計画書（申請日の属する事業年度の計画書）

カ 公表事務に係る法人の役員等の構成（申請日の属する事業年度の構成）

キ 誓約書

ク 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が認定するプライバシーマーク制度の認定を受けていること、若しくは ISMS の認証（ISO/IEC27001、JIS Q 27001）を受けていること、又は「個人情報の保護に関する法律」に定められている個人情報取扱事業者に求められる義務、及び「大阪市個人情報保護条例」に定められている個人情報取扱指針を満たす内部規定を設けていること。

## 3 留意事項

(1) 次のア～クのいずれかに該当するときは指定情報公表センターの指定を受けることはできない。

ア 法人でないとき。

イ 情報公表事務を公正かつ適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有するものとして厚生労働省令で定める基準に適合していないとき。

ウ 役員又は法人の種類に応じて厚生労働省令で定める構成員若しくは職員の構成が情報公表事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるとき。

- エ 情報公表事務が不公正になるおそれがないものとして厚生労働省令で定める基準に適合していないとき。
  - オ 法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者であるとき。
  - カ 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第37条の10第1項の規定により指定調査機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であるとき。
  - キ 令第37条の11において準用する令第37条の10第1項の規定により指定情報公表センターの指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であるとき。
  - ク 役員のうち、法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者であるとき。
- (2) 令第37条の11の規定により準用する令第37条の4に基づき、本市は指定情報公表センターの指定を受けた事業者の事業者名称、所在地及び公表事務を行う事務所の所在地を公示する。
- (3) 指定情報公表センターの指定は、本市が発注予定の「指定情報公表センター運營業務委託」を受注するための資格要件の1つであるため、公表事務を行うには当該業務委託を受注する必要があることに留意すること。